

【バイアスロン連盟】ライフル銃の所持に関する推薦

ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号。以下「銃刀法」という。) 第五条の二第四項第二号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となるライフル銃

対象となるライフル銃は、単身連発のバイアスロン競技用ライフル銃であって、日本バイアスロン連盟が指定する銘柄のものとする。

3. 推薦基準

次の各号にすべて該当する者で、日本バイアスロン連盟が適当であると認めた者について行うものとする。

- (1) 満 20 歳以上の者及び満 18 歳以上で日本バイアスロン連盟の定めた者
- (2) 日本バイアスロン連盟の正会員
- (3) 日本スポーツ協会または日本バイアスロン連盟が主催して行う運動競技会のバイアスロン競技の選手または候補者と認められる者
- (4) 日本スポーツ協会または日本バイアスロン連盟が主催して行う運動競技会（都道府県バイアスロン連盟等の日本バイアスロン連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という。）が主催して行う運動競技会を含む。）のバイアスロン競技に 3 年間 6 種目以上参加し得る者
- (5) 日本バイアスロン連盟が主催して行う資格認定審査会等において次の各号に掲げるすべての基準に達した者、または当該基準と同等以上と認められる日本スポーツ協会または日本バイアスロン連盟が主催または認めた運動競技会（加盟団体が主催して行う運動競技会を含む。）のバイアスロン競技（500 メートル以上の距離を走行するものであって、10 発以上射撃を行うものに限る。）の公式記録（記録された日から 2 年以内のものに限る。）を有する者
 - ア 陸上の平地において 500 メートル当たり 2 分 30 秒以内で走行したこと
 - イ 日本バイアスロン連盟が指定するバイアスロン競技用銃を模したレーザーライフルを使用し、10 メートル用バイアスロン伏射標的に対して、依託射撃で 20 発中 15 発以上命中したこと
 - ウ 日本バイアスロン連盟が制定するバイアスロンバッジテストレベル 5 の合格基準を満たした者
- (7-6) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続き

- (1) 銃所持申請者は推薦資格認定審査会参加申込書（銃所推様式第 8-1 号。以下「参加申込書」という。）2 通に所定の事項を記載し手数料 5 千円を納付し日本バイアスロン連盟に提出、銃所持推薦・射撃委員会は審査後、推薦資格認定審査会参加記録報告書（銃所推様式第 8-2 号）を報告する。
- (2) ライフル銃を所持しようとする者は、銃砲所持推薦申請書（銃所推様式第 1 号。以下「推薦

申請書」という。) 2通に所定の事項を記載し、銃砲所持に関する申請者誓約書(様式第9-2号)を添付の上、手数料5千円を納付し日本バイアスロン連盟に提出する。

(3) 日本バイアスロン連盟は、銃所持推薦・射撃委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、被推薦資格認定書(銃所推様式第9号)1通を交付し、その者についての銃砲所持推薦依頼書(様式第3-1号)1通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。

(4) 日本バイアスロン連盟は、推薦書^(引用1)の写しを作成した後、推薦書^(引用1)正本1通および写しを申請者に送付する。

(5) 推薦書^(引用1)は1銃につき1通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。ただし、推薦を受けているライフル銃の更新には、日本スポーツ協会の再推薦は必要としない。

5. 取り消しの手続き

(1) 銃所持者は自ら希望するときは、推薦取消上申書(銃所推様式第5号)1通を作成し、日本バイアスロン連盟に送付する。

(2) 推薦取消上申書を受けた日本バイアスロン連盟は、その者について推薦委員会で審査の上、取り消しの基準^(引用2)に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書(様式第6号)1通を作成し日本スポーツ協会に提出する。

(3) 銃所持者が許可の取り消し(銃刀法第十一条一項)に該当する場合、会長は理事会決議に基づき推薦取消依頼書(銃所推様式第6号)1通を作成し日本スポーツ協会に提出する。

(4) 日本バイアスロン連盟は、日本スポーツ協会から交付された推薦取消書^(引用3)を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書^(引用3)を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に送付する。

6. 低年者のライフル銃の所持に関する推薦基準要綱によって推薦された者

低年者のライフル銃の所持に関する推薦基準要綱(平成21年12月4日)によって銃刀法第五条の二第四項第二号の推薦を受けた者であって、満20歳に達したもの(当該推薦が取り消された者を除く。)はこの要綱によって推薦された者とみなす。

引用1: 銃刀法第五条の二第四項第二号 標的射撃の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、政令で定めるライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者＝日本スポーツ協会は、日本バイアスロン連盟から推薦を依頼された者について、推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)別記様式第15号の推薦書(銃所推様式第4号)正副各1通を日本バイアスロン連盟に交付する。

引用2: 銃刀法第十一条第一項 許可の取り消し 日本スポーツ協会は、自らが行った推薦により所持の許可を受けてライフル銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本バイアスロン連盟の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

① 日本バイアスロン連盟の正会員でなくなったとき

② 誓約事項に違反したとき

③ 正当な理由なく、日本スポーツ協会または日本バイアスロン連盟が主催して行う運動競技会

（加盟団体が主催して行う競技会を含む。）のバイアスロン競技に年２回以上参加しなかったとき

④ その他、日本バイアスロン連盟の正会員としてふさわしくない行為があったとき

引用３：銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十二条二 日本スポーツ協会は推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（銃所推様式第７－１号）１通並びに推薦取消通知書（銃所推様式第７－２号）正本１通および写し１通を作成し、日本バイアスロン連盟に交付する。

附則

- １．この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
- ２．この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- ３．この要綱は、令和７年９月１１日から施行する。